

山形県医療対策協議会について

平成19年10月16日

山形県健康福祉部

1 目的

- 本県における医師確保及び定着化の促進並びに地域偏在等の是正を図り、もって地域医療提供体制の充実を図るため、医療法第30条の12の規定に基づく協議の場として設置

2 協議会の構成

- 今般の医療法改正により、上記の規定が盛り込まれたことにより、平成16年度に設置した協議会は廃止
- 新たに協議会を設置することとし、医療法及び医療法施行規則等を踏まえ、山形大学医学部、山形大学医学部附属病院をはじめとした県内の医療機関と県等により構成
- 協議会の構成案は以下のとおり
 - 山形大学医学部（大学）
 - 山形大学医学部附属病院（特定機能病院）
 - 山形県医師会（診療に関する学識経験者の団体）
 - 山形市立病院済生館（地域医療支援病院、自治体病院協議会）
 - 公立置賜総合病院（公的医療機関）
 - 県立中央病院（臨床研修病院、病院協議会）
 - 鶴岡市立荘内病院（臨床研修病院）
 - 山形県市長会、山形県町村会（関係市町村）
 - 国民健康保険診療施設医師部会（地域住民を代表する団体）
 - 山形新聞論説委員（地域住民を代表する団体）
 - 山形県（副知事（会長）、病院事業管理者、健康福祉部長）
- 協議会には、2つの部会を設置
 - 臨床研修部会
 - へき地医療部会

以上

山形県のがん診療連携体制イメージ(案)

